

★ 公共用地の境界確認および管理区域確認に関する質問 Q&A

< 申出編 >

Q 境界確認（管理区域確認）の申出に関する相談をしたいのですが？

A お手数ですが、港区役所5階の土木管理課境界確定担当窓口までお越し下さい。祝日や年末年始を除く、月曜日から金曜日までの午前8時30分より午後5時まで受付しております。
※ 午後0時～午後1時を除く

Q 申出から土地境界が確定するまで、どの程度の期間が必要ですか？

A 境界確定、管理区域確認ともに申出から概ね3～4ヶ月間が目安となります。

Q 境界確認（管理区域確認）の申出を考えていますが、添付資料である印鑑証明書に有効期間はありますか？

A あります。発行後3ヶ月以内のものを添付して下さい。

Q 印鑑証明書は原本還付できますか？

A 印鑑証明書については、原本還付出来ません。その他の提出書類（登記事項証明書、資格証明書等）に関しては原本還付が可能です。

Q 既に境界確定が行われている箇所で、確定点の復元が難しい場合は改めて境界確定の申出は可能ですか？

A 既に境界確定が行われている箇所の再度の申出は出来ません。ただし、公共用地の管理範囲を示す、管理区域の確認申請であれば受付は可能です。なお、管理区域確認申請についてのご相談も、港区役所5階の土木管理課境界確定担当までお越し下さい。

Q 区道内にある東京都所有の土地（区道内所有地）の境界確定をしたい場合の窓口はどこですか？

A 東京都になります。東京都第一建設事務所管理課にお問い合わせ下さい。道路管理区域を明示する管理区域確認申請の受付は可能です。詳しいご相談は、港区役所5階の土木管理課境界確定担当までお問い合わせ下さい。

Q 区道内にある私有地（敷地私有区道）の境界確定の申出は可能ですか？

A 境界確定の申出は出来ません。境界確定は土地所有者間で所有権境を決めるためのもので、土地所有者ではない港区は所有権境を決めることが出来ません。しかし、道路管理区域を明示する管理区域確認申請の受付は出来ます。詳しいご相談は、港区役所5階の土木管理課境界確定担当までお問い合わせ下さい。

- Q 申出書類の郵送は可能ですか？
A 可能です。お手数ですが、送付の前に一度電話連絡をお願いします。宛先等については、港区HP「公共用地の境界確認および管理区域確認」のページをご覧ください。
- Q 登記事項証明書はインターネットで取得したものでもよいですか？
A 申出地に関しては、法務局で入手した原本の提出をお願いいたします。隣接地等に関しては、インターネットで入手したものでも構いません。
- Q 公図はインターネットで取得したものでもよいですか？
A インターネットで取得したもので構いません。その際、調査者の氏名を記入の上、押印したものを提出して下さい。
- Q 当該申出費用に関する助成制度はありますか？
A 助成制度は設けておりません。

<境界確定（管理区域確認）業務編>

- Q 測量にあたり、使用する座標（公共座標、任意座標）の指定はありますか？
A 指定はありません。
- Q 測量する範囲に指定はありますか？
A 境界確定、管理区域確認の申出を受けてから、資料等を精査して測量範囲を決めます。申出後に担当者から指示します。
- Q 検討図に様式はありますか？
A 様式はありません。詳細は、公共用地境界確認（公共用地管理区域確認）の手引きに作成例がありますので、それを確認のうえ、作成して下さい。
- Q 境界確定の場合の立会いには誰を呼べばよいですか？
A 原則として申出者と隣接土地所有者の立会いが必要です。また、必要に応じて対側地の立会いをお願いする場合があります。
- Q 立会いに来られない関係土地所有者がいる場合はどうしたらよいですか？
A 立会いに来られない関係土地所有者から委任を受けた代理人が立会確認をすることが出来ます。この場合は、委任状を立会日までに提出して下さい。

Q 隣接土地所有者からの合意が得られない場合はどうすればよいですか？

A 民境界と思われる想定点から約1m手前で土地境界の確認を行うことができます。ただし、両側とも手前止めの場合、協議不調となりますのでご注意ください。

Q 管理区域確認の場合の立会いは、隣接土地所有者も必要ですか？

A 必要ありません。しかし、区域図のP点と民境界点が同一点であることが確認できる民境界確認書の写しの提出が必要となります。

Q 土地境界図および区域図は和紙ですか？

A 原則、土地境界図はA2、区域図はA3の和紙になります。

Q 申出者が変更になった場合は、どうすればよいですか？

A 新しい土地所有者から「土地所有者変更届」（第13号様式）を提出していただく必要があります。

Q 今回、境界確定した点に境界標を設置したい。港区より境界標を支給してもらえますか？

A 今回確定した点のうち、道路の曲がりとなっている点には、港区より境界標を支給します。しかしそれ以外の確定した点については、港区より境界標の支給はいたしません。